

プロフェッショナル及びコンサルティングサービス

業務委託約款（準委任）

アイレット株式会社（以下「当社」という。）は、「プロフェッショナル及びコンサルティング契約業務委託約款（準委任）」（以下「本約款」という。）を定め、マスターサービス契約 (https://rackspace.jp/information/legal/iret_msa) 及び本約款に基づきプロフェッショナル及びコンサルティング契約業務（以下「本業務」という。）を提供する。本約款は、当社と本業務を当社に委託する者（以下「契約者」という。）との間の本業務に係る当社所定のオンラインフォーム上での申込、当社所定の申込書（以下「本契約」という。）の一切に適用されるものとする。

第1条（委託内容）

契約者が当社に委託する本業務は、申込書又は御見積書兼作業明細書（以下「申込書等」という。）に定める業務とする。なお、本業務は当社の営業時間（日本対応の場合は、月曜日から金曜日（日本の公の休祝日及び当社規定の年末年始休暇を除く。）の午前10時から午後19時（日本時間）をさし、シンガポール又はインド対応の場合は月曜日から金曜日（シンガポールの公の休祝日を除く。）の午前9時から午後17時30分（SGT）中に履行されるものとする。

第2条（対価及び支払方法）

1. 本業務の対価は、申込書等に定める金額とする。
2. 当社は、毎月月末締めで請求書を発行し、契約者は請求書を受領した日の翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込みに係る手数料は契約者の負担とする。

第3条（非保証）

本契約成立の前後を問わず、契約者に対し当社が提供する本業務の遂行は契約者の参考のために提供されるものであり、契約者は自らの判断の下にその採否を決定する。また、当社並びにその役員及び従業員は、本業務の遂行に基づき契約者が具体的にとった行為の結果に対して責任を負わない。

第4条（費用の負担）

本業務に伴って発生する交通費、宿泊費、関連する資料の閲覧・謄写・購入費、コピー代その他の費用及びその支払いに関して発生する振込手数料等の費用は、いずれも契約者の

負担とし、第2条に準じて当社に支払われる。

第5条（関係資料等の提供）

1. 契約者は、当社からの要請に従い、本業務の遂行に必要となるデータ、プログラム、写真、イラスト、企画書、その他資料・情報（以下「関係資料等」という。）を無償で提供する。
2. 当社は、契約者から提供を受けた関係資料等を、本業務の履行の目的以外には使用してはならず、当社は契約者から提供を受けた関係資料等を本業務の遂行上必要な範囲内で複写又は複製することができる。

第6条（指示等の提示・追加・変更）

1. 契約者は、契約者が当社の本業務遂行に関して既に提示した具体的な指示若しくは要望等（以下「指示等」という。）又は仕様の追加又は変更を希望するときは、当社が指定する方法で遅滞なく当社に通知し、契約者及び当社は、この希望について誠実に協議をする。なお、当該通知に対し、当社が同意の意思表示をした時点をもって、合意とする。
2. 契約者及び当社は、前項の協議に基づき指示等又は仕様を変更した場合は、必要に応じて両者協議の上で、納期及び対価を変更することができる。

第7条（第三者への委託）

当社は当社の責任及び負担において、本契約の業務の一部または全部を、適当と判断する第三者に委託して行わせることができるものとする。

第8条（本業務の報告）

1. 当社は、契約者の請求があったときは、本業務の遂行状況について、契約者に報告しなければならない。
2. 当社は、本業務が完了したときは、契約者に対して完了報告をしなければならない。

第9条（知的財産権）

本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、当社に帰属する。

第10条（FOSS ライセンス及び第三者ソフトウェアの取扱い）

1. 契約者が、フリーソフトウェア又はオープンソースソフトウェア又は第三者ソフトウェア（以下、総称して「ライセンスソフトウェア」という。）を、本業務の過程で成果物の

一部として使用しようとする場合、契約者は、ライセンスソフトウェアの使用を検討及び評価し、ライセンスソフトウェアの使用を受け入れるか拒否するかを決定する責任を負うものとする。

2. 契約者が前項に従ってライセンスソフトウェアの使用を採用することを決定した場合、契約者は、契約者の費用と責任において、ライセンスソフトウェアのライセンス及び保守に関する契約の締結を含む（但し、これらに限られない。）、ライセンスソフトウェアの適切なライセンス及び使用に必要な全ての措置を講じるものとする。ライセンスソフトウェアの使用は、該当する契約に従うものとし、当該契約は、契約者と当社との間の本契約における異なる又は矛盾する条項に優先するものとする。
3. 当社は、ライセンスソフトウェアの使用について、一切の保証及び責任を負わず、また、ライセンスソフトウェアの使用が、いかなる著作権その他の権利も侵害しないこと、又は本契約の条項に適合することを保証しない。但し、当社が、第1項に定める契約者がソフトウェアの受入れ又は拒否を決定した時点で、侵害、又は本契約の条項への不適合について、それを知りながら、又は重大な過失によって、契約者へ通知しなかった場合は、本条項は適用されない。

第11条（秘密保持義務）

1. 契約者及び当社は、本業務に関連して相手方（以下、本条及び次条において情報を開示した当事者を「開示当事者」といい、開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）から開示を受け又は知り得た相手方の営業上・技術上又はその他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」といい、秘密情報の複製物もこれに含まれる。）については、相手方の事前の書面（電磁的記録を含む。）による承諾がない限り、複製、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本業務以外の目的に使用してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていた情報又は開示された後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示当事者が開示を行った時点で既に受領当事者が保有していた情報
 - (3) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 開示当事者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報
2. 前項にかかわらず、受領当事者が、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって秘密情報の開示を義務付けられた場合、受領当事者は、直ちに開示当事者に対してその旨を通知した上で、これを開示することができる。
3. 第1項にかかわらず、受領当事者は、自己の役員、従業員又は弁護士、公認会計士若しくは税理士その他の法令上の守秘義務を負う専門家に限り秘密情報を開示することができる。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本業務の遂行に関連して相手方から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の開示を受けた場合には、本業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本業務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。
2. 受領当事者は、個人情報に関する法令及びガイドラインを遵守する。

第13条（契約解除）

1. 契約者又は当社は、相手方が本契約又は契約者及び当社間の他の契約（以下併せて「本契約等」という。）の条項の一つに違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約等の全部又は一部を解除することができる。但し、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 契約者又は当社は、相手方に次の各号に掲げる事由の1が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反または背信行為があったとき
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあったとき
 - (7) 自ら振出し若しくは引き受けた手形又は小切手が1通でも不渡りの処分を受けたとき
 - (8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合、又はその他公権

力の処分を受けたとき

- (9) 租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (10) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (11) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (12) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
 - (13) 刑法上の犯罪行為、その他法令・公序良俗に反する行為が認められたとき
 - (14) 代表者が刑事上の訴追を受けた場合、又はその所在が不明になったとき
 - (15) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
 - (16) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、又は合併によらずに解散（法令に基づく解散を含む。）したとき
 - (17) 資本の構成に変更があったとき（但し経営権に影響を及ぼさないような軽微なものは除く。）
 - (18) 相手方の信頼を著しく損なうような背信的行為があったとき
 - (19) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
3. 契約者又は当社（以下、本項において「解除者」とする。）が前二項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要しない。またこの場合において、相手方は当然に期限の利益を喪失し、解除者に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならず、解除により解除者に損害が生じたときは、これを賠償する。

第 14 条（損害賠償）

契約者又は当社は、本契約上の義務に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に直接かつ現実に生じた通常の損害（間接損害、特別損害、逸失利益、弁護士費用を除く。）の範囲内で賠償する責任を負う。但し、当社の故意または重過失による場合を除き、当社から契約者に賠償すべき損害の額は、解除、解約または違反の日の属する月における契約者による本業務の対価を限度とする。

第 15 条（反社会的勢力の排除等）

1. 契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。
 - (1) 自ら及びその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (2) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会

的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと
2. 契約者又は当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の確約に違反した場合、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができる。なお、本項による解除によって相手方に損害が生じてもこれを一切賠償することを要しない。
 3. 契約者又は当社は、相手方が本条に違反したことにより損害を被ったときは、当該相手方に対し、その一切の損害の賠償を請求することができる。

第 16 条（不可抗力）

1. 契約者及び当社は、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、法令、規則の改正、政府行為、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部が履行できない場合は、相手方に対して、その責任を負わない。
2. 前項に定める事由が生じ、自己の債務が履行できないおそれがある場合は、直ちに相手方に対し、その旨の通知し、対応策について協議する。

第 17 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

契約者は、相手方の書面（電磁的記録を含む。）による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 18 条（契約期間・中途解約）

本契約の期間は、申込書等に定める期間とする。但し、マスターサービス契約に定める定期契約の場合、期間満了の 90 日前までに契約者又は当社いずれからも書面（電磁的記録を含む。）による更新しない旨の申出がないときは、本契約は同条件で更に同期間継続され、その後も同様とする。

第 19 条（非勧誘）

1. 本契約の期間中及び期間満了若しくは終了後の 12 ヶ月間、契約者又はその関連会社が当社の人員をフルタイム若しくはパートタイムの従業員又は独立請負人として勧誘した場合、契約者は、当社に対し、当該採用者の年間給与に、過去 12 ヶ月間に支払われ

たボーナスを加えた金額に相当する、当該各採用に対する紹介料を支払うものとする。契約者は、次の各号に定める事項を認識するものとし、これらの金額は、合理的な紹介料及び当社の時間、費用、その他の財務上の考慮事項の合理的な価値を正確に反映したものであり、排他的な救済措置であり、また、違約金ではないことに合意する。

- (1) 当社の人員を雇用することにより、当社は後任者を探し出し、雇用し、訓練するために相当な時間と費用を投資することになること、
 - (2) 当社の各人員は複数の当社の顧客に対して同時に契約を履行しているため、当社は他の顧客をカバーする必要があるため、当社は1つ又は複数の他の顧客を失う可能性があること、
 - (3) 契約者が当社の人員を雇用した場合、当社のビジネスモデルの性質上、当社に追加のリスクと費用が発生すること
2. 本契約は、契約者が、次の各号に定める事項を妨げるものではありません。但し、契約者が人材派遣会社に 当社の人員の勧誘を促進するための氏名やその他の情報を提供していないことが条件とする。
- (1) 雇用契約が終了してから 6 か月以上の期間が経過した当社の従業員を勧誘又は雇用すること、
 - (2) 当社の人員に特に向けられていない一般流通を目的とした出版物又は Web サイトへの就職説明会や広告への参加等の一般的な採用活動を行うこと
 - (3) 人材派遣会社を利用すること

第 20 条 (遅延)

1. 当社は、第 6 条第 1 項に基づく本契約の履行の遅延に同意することができる。
2. 契約者が本契約に基づく義務を適時に履行しなかった結果、当社の本契約に基づく義務が履行できない、又は遅延した場合、次の各号に定める対応を行う。
 - (1) 当社は、当該不履行又は遅延の責任を負わず、また、当社の本契約の履行期間は、当社が契約者の遅延の結果として本契約を開始又は完了することができない日数分まで自動的に延長される。
 - (2) 契約者の違反が契約者のシステム、アカウント又はツールへのアクセスを提供する義務に関するものである場合、当社は契約者の義務を履行し、それによって生じた料金又は費用を契約者に請求することができる。
 - (3) 契約者の違反により当社が 3 営業日以上にわたって本契約を履行できない場合、当社は、遅延の影響を受ける一部若しくは全部の本契約若しくは成果物に関するタイムテーブル若しくはスケジュールの調整し又は作業を停止し、契約者の本契約からのリソースの再割当てを行うことができ、当社の本契約の履行期間は、当該違反及びリソースの再スケジュールに必要な期間だけ自動的に延長されるものとする。また、当社の選択により、本契約は契約者の都合により終了したものとみなされるこ

とがあります（その場合、事前に支払われた料金の払戻しはないものとする。）。

3. 契約者は、契約者の遅延の理由を速やかに緩和及び解決することに同意します。当社は、契約者の遅延後の本契約再開時に、本契約の完了のための同一の当社リソース、タイムフレーム、又はマイルストーンを保証しません。契約者は、契約者の遅延の結果として当社が被ったあらゆる費用（確定した出張手配に関するキャンセル料又は再手配料、及び当社が被った外注費を含みます。）を負担する責任を負います。

第 21 条（ケーススタディーの承認）

本契約の対価の一部として、契約者は当社に対し、本契約に基づいて履行される作業の概要を説明するケーススタディーを作成及び公表する権限を付与する。契約者は、公表前にケーススタディーを確認及び承認する機会が与えられ、その承認は不合理に保留されないものとする。

第 22 条（準拠法・合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、これに従って解釈される。本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 23 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、契約者及び当社双方が誠意をもって協議して解決する。

2023 年 5 月 30 日制定